

令和 年 月 日

尾道市長 **** 様

社会保険労務士 **** ⑩

社会福祉法人調査結果について

令和 年 月 日に実施した標記については、下記のとおりです。

記

1 法人の概要

(1) 法人名

(2) 監査対象年度 令和元年度

(3) 監査日 令和 年 月 日

2 調査結果書作成日 令和 年 月 日

3 調査結果の概要 別紙チェックリストのとおり。

4 調査結果

個別指摘事項

① 時間外労働に関する協定について

時間外労働に関する協定の届け出が、有効期間の始期を過ぎてから行われていること。【労働基準法第32条第1項、第2項】

② 就業規則について

「母性健康管理の措置」に関する規定がないこと。

【男女雇用機会均等法第12条】

③ 労働条件通知書について

パート労働者への明示義務がある退職金の有無、雇用管理の改善等に関する事項に係る相談窓口の記載自体はあるものの、有無にチェックがされていないもの、具体的な担当者が記載されていないものが見受けられたこと。

【短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律第6条】

- ④ 衛生委員会について
衛生委員会が設置されていないこと。
【労働安全衛生法第 18 条】

- ⑤ セクシャルハラスメントについて
セクシャルハラスメント行為者を懲戒の対象とする規定等が直接は見当たらないため、規定の作成や社内研修、周知・啓発など雇用管理上必要な措置を行うこと。
【男女雇用機会均等法第 11 条】

口頭指摘・気づき

- 賃金控除協定は締結されているが、記載のない項目が控除されているようですので、必要に応じて締結し直してください。(例：火災共済)
【労働基準法第 24 条】
- 現在の産業医について、選任届を労働基準監督署へ提出していないこと。
【労働安全衛生法第 13 条】
- 障がい者雇用について、最近退職があったということですので、法定雇用率を割っている可能性があります。ご注意ください。
【障害者の雇用の促進等に関する法律第 43 条第 1 項】
- 就業規則の全面改定を予定されているとのことですので、前回の指導監査の際の指摘事項(該当番号 3、4、9、13、15)を含め、就業規則(パート・給与・育児介護休業規程等を含む)と労使協定を精査の上作成し、各事業所へ設置し、周知してください。
【労働基準法第 89 条、第 106 条】